平成２４年（フ）第２８８号
札幌市厚別区大谷地東５丁目９番15号　コーポ高田Ａ101
債務者　加藤　　要
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６３号
札幌市清田区平岡２条４丁目３番14号　ジャストイン平岡205号
債務者　福田　真吾
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５９７号
札幌市中央区南８条西11丁目１番18号　ハートランド南８条303号
債務者　矢ケ崎和馬
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７１７号
札幌市白石区北郷７条３丁目４番７号　ルミエールＫ－Ｂ－102号
債務者　高石　裕二
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第７１８号
札幌市白石区北郷７条３丁目４番７号　ルミエールＫ－Ｂ－102号
債務者　高石　千江
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８０９号
札幌市手稲区前田７条17丁目１番１号
債務者　高坂　　毅
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８４３号
札幌市白石区東札幌２条５丁目６番10―302号
債務者　相川　維美（旧姓嶋崎）
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８８１号
札幌市白石区菊水元町７条４丁目２番８号　第３富樫コーポラス201号
債務者　宮下いづみ
1　決定年月日時　平成24年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６４号
北海道室蘭市輪西町１丁目６番４号
債務者　小林千恵子
1　決定年月日時　平成24年５月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第９９号
群馬県前橋市古市町１丁目39番地19立木マンション401号
債務者　唐澤美代子
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０２号
群馬県渋川市赤城町樽704番地
債務者　嶋村富士江
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１０４号
群馬県前橋市下細井町385番地１　Ｊ―176号
債務者　落合ひろみ（旧姓沖）
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第１４２号
埼玉県熊谷市伊勢町261番地２　エステートピア203号室
債務者　中里　隆道
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１４６号
埼玉県本庄市児玉町宮内1002番地１
債務者　小松　　清
1　決定年月日時　平成24年５月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１５５号
埼玉県羽生市北３丁目21番22号　コーポバリュージュ101、住民票上の住所埼玉県加須市久下５丁目269番地
債務者　中里　勝弘
1　決定年月日時　平成24年５月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第３１２号
千葉県船橋市日の出１丁目５番10号　アイカワコーポラス101号
債務者　伊藤　忠一
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３１３号
千葉県船橋市日の出１丁目５番10号　アイカワコーポラス101号
債務者　伊藤キヌエ
1　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係